



第 22 期第 29 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 7 年 1 月 31 日

第 22 期 第 29 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 7 年 1 月 31 日（金） 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁東館 16 階 OA 研修室（静岡市葵区追手町 9－6）

3 議 題

（1）諮問事項

あおりいかしば漬け網漁業の許可について

資料 1

（2）協議事項

ひき縄釣の新たな承認制度について

資料 2

（3）報告事項

ア 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

資料 3

イ 広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会について

資料 4

（4）その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員

西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人	内山 希人
高田 充朗	金指 治幸	原 剛	渡邊 俊了
鈴木 伸洋	田口さつき	安間 英雄	三浦 綾子
眞鍋 淳子	影山 佳之		

W E B 出 席

鈴木 精

欠 席 委 員

李 銀姫

水産・海洋局

山下 啓道 吉野 晃博

水産資源課

松山 創 永倉 靖大 椀 亮介

事務局

伊藤 円 津久井 剛 山崎 資之 鈴木 聡志

○伊藤事務局長

ただいまから、第 22 期第 29 回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員 15 名中 8 名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。

なお、本日、李委員は、欠席の報告をいただいております。鈴木会長は WEB 参加となっております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。こちらの会場についてですが、電子機器が多く設置されております。水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。本日は WEB 接続しており、会場中央のマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお願いいたします。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。本日は、鈴木会長が WEB 参加のため、議事進行を西原副会長にお願いしたいと思います。では、西原副会長よろしくをお願いいたします。

○西原副会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は鈴木会長に代わりまして、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。それでは、WEB で参加の鈴木会長からお願いします。

○鈴木会長

伊豆漁協稲取の鈴木です。本日は私用で伊豆分場からの WEB 参加となりますので、よろしくお願い致します。漁模様は相変わらず天候が安定しない中での出漁で、イルカによる食害が続いています。今日は良かったかと思えば、次の日はイルカで全滅といった繰り返しです。漁連、県でいろいろと対策を考えていただかない

と、食害で困っており、燃油の高騰等でも困っており厳しい状態です。以上です。

○西原副会長

南駿河湾漁協の西原です。今年の冬は海水温が 16℃台で推移しており、一番影響が大きいのがヒラメです。16、17℃は3月の産卵期頃の水温でして、なかなかヒラメが浅瀬に来ないので、水揚げが昨年の10分の1位です。今後、水温が15℃以下になるか分かりませんが、大きな影響が出ています。他の漁については、会長のおっしゃったとおり、天候が悪いため休みが続いています。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。シラス漁は休漁期間のためメンテナンスに入っています。浜名湖内ですが、シラスウナギが全国的に採れており、値段が安いので来月末まで休漁です。ノリ、カキはこの寒さで順調なようです。アサリは相変わらずです。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。フグ漁は、すごく量があって、1 kg 未満の小さいフグはキロ 600 円以下まで下がりました。漁に出ると 12、13 隻出ていますが、数は 700 尾以上釣れいています。型が良いフグでも 5,000 円しないくらいで、料亭などの指名買いで 1 万円くらいです。釣れないよりは良いですが、数が釣れて値段が下がっています。潮が近く、水温が高かったのでメジ、カツオは行く度に 30 尾、40 尾釣っています。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバ漁ですが、昨年、年末までは、ほとんど量がありませんでした。例年、秋口はゴマサバが獲れるんですが、去年はそれがなくて、年明けはゴマサバが 5 トンから 10 トンで漁にはなっています。

水技研で水面 30m まではクロロフィルが少なく、30m より深い場所ではクロロフィルが多いという研究発表があったのですが、家で自分の船の魚探を見ていると、まさにその通りで、30m 以深には反応があっても、浅いところには反応がなくて浮いてきません。船頭に聞くと、魚探に反応があっても獲れず、逆に反応はないけど獲れることがあり、その辺が分からないということでした。まだゴマサバなので、マサバの南下を待っている状態です。

○日吉委員

伊豆東岸定置網の日吉です。今は私のところが突出しているのですがスルメイカが獲れています。トンまではいかないですが、高値が1,500円とかになっています。5、6年前は大衆魚として200円程度でしたので、資源が減ると値段が高くなるの改めて思い知っています。先々週ですが、4、5kgのメジマグロがどっと来て、県庁には報告していますが、片網を下げて箱網の後ろに回す方法で2,000匹ほど放流しています。2kg以下は国からも言われるので放流していますが、スルメイカ等に混ざって少しは水揚げしています。

私のところは大島に近いですが、正月には島周りの波浮の港の方からプレジャーボートの大群がいました。多分クロマグロだと思います。30、40隻いたと思います。

最近、ひき縄の30kg以下を釣る船が出ていて、カツオ混じりで結構釣っています。少し思うのが、今年も残り2か月で定置もそうですが大型マグロの消化率が非常に低いです。漁船漁業の30kg以下の枠も少しありますよね。ここから2か月どのように管理するかが重要だと思います。定置の大型魚の消化率は18%くらいですので、3月の漁期の最後の2週間くらいにはなりますが、定置で余れば漁船漁業の人に分けられればと思っています。

○高田委員

いとう漁協の高田です。キンメダイは会長のおっしゃったとおり、時化で出漁日数が少ないです。そんな中、1日出ると釣れたかなと思うと、次の日はイルカが出たりして、漁獲量が伸びていません。ただ、潮回りが良いと型の良い個体が釣れたりしました。時期なのか、アコウダイが少し混ざって揚がっていました。

先ほどサバの話がありましたが、うちはサバ男くんのためサバを買って来るのですが、いとうに揚げる伊豆東岸の6か統の大型定置では賄えなくて、網代で80kg、100kg買ってくるのがやっとです。その中の小さいサバでも子を持っていて、子を持つ時期なのかな、といった感じです。

マナマコについては、12月中頃までは見突きでは採れなかったのですが、1日のことで、1日で60個、70個と採れるようになって、水温が下がって急に出てきたのか、今までにないような状況がありました。以上です。

○金指委員

内浦の金指です。漁については報告できるようなことがありま

せん。ずっと西の風が吹いていて、我々では太刀打ちできないので、3日ほど出ましたが何の成果も得られず帰ってきました。予報ですと来週も時化が続きそうなので良い話はありません。

シラスについて、禁漁の2日くらい前に急に獲れて、これからという時に禁漁になったという話を聞きまして、何とかできればなと感じました。定置も駄目ですし、内浦管内は良くありません。以上です。

○原委員

由比港の原です。サクラエビの去年の春漁が約340トン、秋漁が189トンで合計が約530トンでした。令和元年から禁漁区を設けたりして、6年計画で水揚げを18億円まで持っていきたいという計画を立てていました。それが去年で19億3千万円までいきましたが、これを1か統で割ると3,000万ちょっとしかないです。これまでは漁師にも、加工屋にも我慢してくれと言ってきました。今後の春漁が昨年くらい獲ればよいですが、どうなるか分かりません。相場が上がらなくなってきて、去年はキロ3,600円でしたけど、3,000円くらいが丁度良いという話もあって、キロ3,000円となると水揚げが900トンから1,000トン欲しいというマーケットが出来上がってしまいます。そうすると、また悪循環で、そこは人間関係で、どうやって我慢してもらうか、というのが課題です。以上です。

○西原委員

皆様、ありがとうございます。それでは、本日の議事録署名人を、原委員と渡邊委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして、議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項 あおりいかしば漬け網漁業の許可について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

水産資源課の永倉です。それでは資料2を御覧ください。あおりいかしば漬け網漁業については、アオリイカを漁獲対象とする船びき網漁業です。ヤマモモや椎の木等の常緑樹の枝でアオリイカが産卵する粗朶礁、これは枝を束ねたものになりますが、

それを人工的に作り、産卵にきたアオリイカを網で囲み、粗朶礁は引き揚げずにイカだけを引寄せて漁獲する漁業です。網の形は下の図の左側のとおりです。操業は1回当たり30分から1時間かけて行い、下の図の右側にあるように、粗朶礁の周りを船でぐるりと一周して網を広げ、その範囲にいるイカを漁獲します。粗朶礁は網を引き揚げるときに一時的に水中に吊るした状態になりますが、網を上げた後また戻します。粗朶礁は複数の場所に設置しており、順番に操業しているようです。

それでは許可の取扱いについて御説明します。知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 1 基本方針（6）短期許可等において、あおりいかしば漬け網漁業は来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可、概ね来遊期間内とすると定めています。このため、今回新たに令和7年の春から夏にかけて操業する許可について諮問いたします。

現在、許可証を発給しているのは、沼津市では静浦漁協と内浦漁協、伊豆市では伊豆漁協の土肥地区となります。近年の許可件数の推移は以下のとおりです。令和6年では静浦が5件、内浦が7件で合計12件、それから土肥では3件となっております。次に、操業区域についてですが、各漁協とも共同漁業権内に粗朶礁を設置して、その周辺で行っております。

実際の漁獲状況です。2ページを御覧ください。地区ごとの漁獲量と操業1回当たりの漁獲量、CPUEをグラフで示しています。漁獲量は棒で、CPUEは折れ線で示しています。各グラフの横軸は年を、縦軸の左は漁獲量、右はCPUEを示しています。漁獲量については、特に沼津市の内浦と静浦で年による変動が大きい傾向にありますが、折れ線で示したCPUEについては、令和6年は前年の令和5年と比較して、内浦と静浦で増加、土肥も同程度であったことから、引き続き昨年と同じ内容で許可を行うこととしたいと考えております。

それでは2の諮問事項を御覧ください。あおりいかしば漬け網漁業の制限措置の内容、有効期間等について、静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第15条第2項に基づき許可の有効期間を別紙告示案のとおり定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。

この諮問内容となる告示案については4ページに記載してお

ります。4 ページを御覧ください。制限措置については、漁業種類、操業区域、漁業時期、船舶の推進機関の馬力数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、隻数いずれも昨年と同様の内容であり変更はございません。(2) として、許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和7年3月1日から同年3月31日までの1か月、(3) の備考には、この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和7年8月31日までとしています。

皆様にお諮りし、了承が得られた場合は、当告示案通りに県公報に掲載いたします。なお、軽微な修正等あった場合には事務局に一任していただければと存じます。以上よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、あおりいかしば漬け網漁業の制限措置、有効期間等について、御審議をいただきたいと思います。

○西原副会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

操業の回数が1回から15回となっていますが、この操業回数の根拠は何でしょうか。

○永倉主任

以前は1回から15回程度の操業を行っていると聞いておりました。ただし、近年は多くても2、3回と伺っております。

○鈴木伸洋委員

CPUEを見ると、伊豆が他の倍くらい多いですが、それでも全体的に獲れていないように見えます。他のところも、5回とか6回程度でしょうか。

○永倉主任

漁業者が高齢ということもあって、基本的には1回で、多くても2回、3回と聞いています。従事者も多くないので、資源にも大きなダメージは与えていないと思われます。

- 鈴木伸洋委員 基本的にはイカの寿命は1年ですから、一度生ませてしまえば資源的にも問題ないですね。
- 永倉主任 そうですね。卵についても、粗朶礁を潮通しの良い場所に運んで、ふ化しやすくする取組みをしています。
- 眞鍋委員 粗朶礁は一度沈めたら、1か月とか、その季節の間は沈めたままということですね。
- 永倉主任 沈めたままになっています。
- 眞鍋委員 漁期が終わった後に、どこかへ運ぶのでしょうか。
- 永倉主任 漁期が終わったら、潮通しの良い場所に運んで、ふ化したものは次の資源に添加されるという流れになります。
- 眞鍋委員 ヤマモモや椎の木というのは、近くに生えていた常緑樹ということですか。
- 永倉主任 詳細は把握していませんが、わざわざ買っているわけではなく、漁業者が自ら切ってきて、束ねて沈めると聞いています。
- 高田委員 我々も青年部のときから粗朶を入れていますが、昔は水温が16℃になると入れていました。水温は浅いところから上がるので、浅いところから産んでいきます。40mまで粗朶を入れたことがあります。水温が上がってくると深い場所でも産卵していました。最近は水温が上がってきて、獲れる期間が短くなっていると思います。また、16℃に粗朶を入れるのは、早く入れすぎると葉に色んな物が付くので産卵できなくなります。難しいのが、葉が多すぎてもイカが入っていけないので産みづらくなります。これは、周りに何も無い場所に入れるから、そこに留まって産むのであって、天然に産む物があれば、そっちに産みます。
- 日吉さんが浅いところに定置を入れていて、ここ最近アオリイカが入りますが、この時期に2kgのアオリイカが入っています。これまでは、この時期に獲れるのは秋に生まれた個体で、大きく

でも1kgでした。それを見たときに、水温の影響かなと思いました。

○西原副会長

私も定置の周りに入れると良いとのことで、勉強してやったことがあります。ヤマモモや椎の木は葉が取れにくいので、粗朶に向いているとのことでした。自分のところの定置にも大きいアオリイカが入っていますが、この時期に大型が入るのは初めてで、まるで季節感がないです。

○眞鍋委員

産卵したアオリイカは、しばらく周りをうろうろしているのですか。

○高田委員

雌が来ると雄が追っかけて来ます。余談ですが、雌が産もうとすると雄がたくさん集まって来るので、違反で引っ掛けようとする人は、雄だけ引っかけていきます。最後に雌を引っかける悪い漁がありました。

○眞鍋委員

その時期に一気に来るのですよね。

○高田委員

数か月の間にずれてやってきます。早いのもいれば、遅いものもあります。

○日吉委員

伊東はダイビングが盛んなので、大規模に粗朶を入れてダイバーに見てもらいます。ダイバーには喜ばれます。この時期に2kgはあり得ないですよ。完全に産卵個体ですから、この冬場の16℃以下のタイミングにいるのは、何か違います。

○眞鍋委員

本来は3月ですよ。

○永倉主任

基本的に産卵期は4月から7月で、ピークが5月、6月とされています。昨年も漁獲量が一番多かったのは5月ですが、年によってピークがずれます。

○西原副会長

定置の網にたくさん産み付けてありますよね。

○日吉委員

定置は3次元の構造物なので、下手な魚礁よりアオリイカの他

にも色々な魚が卵を産みます。

○西原副会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり
了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○西原副会長

ありがとうございました。それでは、あおりいかしば漬け網漁
業の許可について、原案のとおり了承します。
続きまして、協議事項 ひき縄釣の新たな承認制度について、
事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

津久井です。着座にて説明します。私からは、資料3、資料4
も担当しますが、先にそちらの方から説明させていただきます。

先に資料3を御覧ください。東日本ブロック会議の要望の回答
についてです。前回の海区で要望の内容について説明させていた
だきましたが、その回答が出てきました。こちらについては、時
間のあるときに御覧いただければと思います。

次に資料4を御覧ください。くろまぐろ遊漁専門部会が昨年
12月に立ち上がりました。4つの広調委が合わさって、合同会
議となりました。太平洋広調委については、高田委員に代表とし
て参加いただいております。内容は、クロマグロ遊漁の管理の高度
化を図るために、ルールを作りましょうというものです。

12月に1回目で課題の洗い出し、今月2回目で、課題につい
てどのような手法で管理をしていくのが良いのか議論していただ
きました。3回目は、来月の12日に開催予定ですが、この3
回ですべてを完了して、3月の広調委で新しい指示事項を出すとい
うようなスピード感で進められております。4月から始めて、
実際には周知期間を設けることもあり、実際に運用が始まるのは
7月～8月くらいです。

高田委員には、地元の漁業者、遊漁者と意見交換をしていただ
いて、合同会議の中では積極的に御発言をいただいております。
高田委員から何かあればお願いします。

○高田委員

広調委の本会議では、最初は遊漁団体の4人が言いたいことを

言っていましたが、その中でこの遊漁部会が出来て、1回目はWEBで参加したのですが、現地で何を言っているのか全然聞き取れなくて、2回目は現地に行きましたが、1回目でいろいろ課題を洗い出したので、それに対して、漁業者の立場から発言しました。2回目では、ここに書いているとおり大分詰めることができました。

やはり彼らが分かっているのは、まずは沿岸漁業者が獲らなければいけないということで、最初に広調委に来たときからは少し考えが変わっていると感じました。遊漁船もあれば、プレジャーもある中で、遊漁船は組合に入っていて調整もしやすいですが、これからプレジャーが増えてくると大変になってきます。

これからどんどん漁船漁業が減っていく中で、しっかりと制度を整えないと、漁業者が良い漁場から省かれてしまうかもしれません。だから、会議の中で、まずは漁業者の邪魔をするなということから始めました。

これからの問題は、キャッチ&リリースですが、これは認めるわけにはいきません。一応、ここに書いてあるとおり、来年度は60トンの採捕枠です。これは、簡単に言うと、全体が1.5倍になったためです。期間別の採捕については、今までどおりに一斉に始めると、静岡を含めて漁期が遅いところが不利なので、月別で採捕枠が決まるようになりました。また、バックリミットについては、1日1人1尾だったのが、期間の中で1人1尾となりました。

あとは、ここに書いていることで、大体決定してくると思います。

○西原副会長

届出については、釣った本人ですか。それとも、船長ですか。

○高田委員

まずは、船の方を届出ます。それで船が使えるようになります。釣る人については、決まった時点で報告します。今までより進んだ形になっていると思います。この中で問題点が出たら、随時話し合うとされています。

○田口委員

釣り上げた後に報告することは分かったのですが、その後の処理については報告するのですか。

- 高田委員 売ることはできないので、自ら持ち帰って、食べるとか処理することになると思います。なので、その後の処理についてはとくに議論はありませんでした。なお、報告期限については、今までは3日以内だったのですが、これからは24時間以内に報告することとなりました。
- 日吉委員 処理方法ですが、丸で港に帰ってくることは、ほぼないと思います。素人でも、80 kgくらいであれば、普通の出刃包丁でも処理出来てしまいます。それで、クーラーボックスに入れて持って帰ってきます。流適法の改正では、丸でのみ追っかけるとされています。ブロックでは追っかけられないので、そういうことが起きてしまわなければ良いなと思います。
- 高田委員 第一歩として、メジャーを入れた写真を提出するとしています。次の段階でいろいろあれば、どんどん厳しくなっていくと思います。なかなか4対1で話すのは大変でした。
- 西原副会長 船主が売るようなことはあるのですか。
- 高田委員 そこまでは時間がなかったので議論はしてないですが、次の段階では必要になってくると思います。
- 鈴木伸洋委員 上限の60トンというのは、どこから出てきているのですか。
- 高田委員 以前から40トンの枠が決まっていて、全体が1.5倍になったので、60トンとなったのだと思います。
- 日吉委員 その配分の議論に参加していましたが、遊漁は始めは500トンの枠を希望していました。経済効果などのいろいろな資料を提出してアピールしてきました。それでは現実的ではないので、最終的には60トンに収まったというかたちです。
- 高田委員 まずは、沿岸漁業者だとは思いますが。いくら増えたと言っても、1尾も釣れない漁業者もいます。
- 日吉委員 正確にいうと、1.5倍ではないです。大中まきが小型を大型に

1.47 倍で転嫁していて、その枠を食っているのです、実際には 1.3 倍です。これは国も認めています、実際にはこのようになっています。

○津久井主幹

それでは、資料 2 にお戻りください。前回の海区で、この案件について、頭出しをしました。駆け足になってしまい、十分に内容を御理解いただけなかったと反省しております。今回は少しおさらいをした後に、御説明させていただきます。

スキーム図を御覧ください。これまでは、大会に限って承認してきましたが、今回については、こちらの新たなスキームを作るというものです。

まず、指定法人という法人を指定いたします。指定法人には、いろいろな条件を付けて、しっかりとした法人を選びます。実際にひき縄釣りをしたい方は、指定法人を通して、委員会に対して申請をします。ある意味、指定法人のところでふるいにかけただくことをイメージしております。申請が上がってきたものに対して承認を出して、実際にひき縄釣りを実施いたします。

この場合、大会と同じように区域を指定します。区域の指定については、大会を開催したことのある区域とし、今回は下田をイメージしておりますけど、下田国際カジキ釣り大会を実施しているエリアを指定すると想定しています。これは、指定法人が指定の申請を上げてくるときの申請書類の中に、事業計画書を位置づけております。その中で、区域を示すように指導していきます。実際には、指示の下の方の要領の中で記載しようと考えております。

合わせて、期間につきましても指定をします。具体的には、4 月末から 10 月末までの約 6 か月間とします。この時期にカジキが釣れるということです。指定法人は、この 6 か月の中で、最大 2 か月間を申請できることとします。具体的な期間については、指定法人が自ら選択をして、申請していただきます。期間としては 6 か月間として、申請できるのは 2 か月間としますが、場合によっては、その 2 か月が終わった後、その期間の中で、続けて申請することもできるようにしたいと考えております。

スキーム図の中に、漁協とありますが、そこに協定書を締結するとあります。これまでと違うかたちでひき縄釣りが行われることとなりますので、漁業者との間で想定される懸案事項について、合意を得るということで、協定書を位置づけております。漁

協によって中身の違いもありますので、ひな形を作って、双方で合意ができるような内容を盛り込んでいきたいと考えております。合わせて、漁業者に対してメリットがある必要がありますので、今漁協で実施しております放流等の費用を指定法人に負担いただく等を想定しております。内々ですけど、具体的な内容については、指定法人と漁協の間で話し合いになると思います。

スキーム図の1番下に漁船チャーターとあります。これは、船を持っていないけど、ひき縄釣りをやりたいという人が、漁船をチャーターして、この大会に参加するということを認めるということで図に記載しております。実際に伊豆漁協の方と意見交換を進める中で、要望があったものですから、実際にここに加えることとしました。これは、漁業者の皆様への直接的な収入となることを期待しております。

ここまでの全体のスキームになりますが、質問等あればお伺いします。

○鈴木伸洋委員

今までは大会として実施してきたわけですけど、そこに県がある程度関与してきたわけですが、それを指定法人にするので、より監視下におかれて、より明確になると思います。

一方で今後の課題ですけど、これは漁調の指示事項として実施するわけですけど、指定法人の要件などや、現行では指示の有効期限を決めていますが、その有効期限等は今後決めるんですか。

○津久井主幹

基本的には大会の期間を含むかたちで決めることになるとおもいます。

○鈴木伸洋委員

今までよりは、より相手が明確になるわけですね。要件も漁調が作ったもので、その中で指定するわけで、それはメリットで、今までの大会を指定するよりは、よほど明確だとは思いますが、その中で有効期限等を決めて、それを順次改正をしていくのかどうかというところを是非やっていただかないと、いろいろと不公平感も生まれてくるので、そういうことも想定していただきたいです。

○津久井主幹

そうなることがないようにしていきます。そういうルールを作ることで、漁業者の皆様と遊漁者の皆様が抱えている課題の解決

モデルを作っていければと思っております。

○鈴木伸洋委員 静岡県には漁業振興基金がありますが、彼らここに関与する可能性はあるのですか。こういうものは、基金みたいなものにお金が入ってきて、基金としてキックバックするなど、いろんなやり方があると思います。

○津久井主幹 そういったことも検討しております。彼らがこのスキーム図を提案する中で、地域振興を謳っております。そういったところをどうかたちで実現していくかというときに、まずは、直接支援してくださる漁協や漁業者さんへのフィードバックを考えました。

それと加えて、地域振興として地元の観光や商工会との連携し、お金の循環と、あと基金というかたちも考えております。

○田口委員 資料中の委員会指示の2の部分ですが、水産資源の管理、水産資源の保全等とありますが、もう少し文言を変えた方が良いのかなと思います。

○津久井主幹 これは説明資料ですが、指示自体には、あまり細かく書かない方が、対応はしやすいのかなと思っております。

○田口委員 この文言を追加するわけではないのですか。

○津久井主幹 しないです。こちらは、あくまで説明資料です。

○田口委員 あと、漁船のチャーターとありますが、1件も利用がなかったらプレジャーだけになるわけですが、何隻利用すると規定した方がよいのではないですか。

○津久井主幹 過去の実績では大会では、何隻が出ているわけですので、一定の利用は見込めると考えております。

こういうように謳うことで、漁業者側も積極的にアピールができるので、今までより少し多めにチャーターが出るのかなと思います。

- 田口委員 指定法人にはどれくらいの方がいるのかは分かりませんが、もし拡大していった場合、漁獲圧の管理が難しくなるのかなと思いました。
- 津久井主幹 説明を漏らしましたが、隻数についても事業計画の中に書き込んでいただくこととしています。最大は、過去に大会を実施した隻数を上限と想定しています。例えば下田国際ですと、最大 120 隻くらいになります。事業計画についても、最終的には地元の漁協さんと話をさせていただいて、その内容を事業計画の中に盛り込んでもらうことを想定しています。
- 真鍋委員 大会に出る人は、ある程度腕のある人なわけですよね。静岡では大会以外では練習できないわけですけど、東京都などでやっているのですか。
- 津久井主幹 これまでの大会の参加者は全国から来ています。
- 真鍋委員 静岡では練習してないわけですね。そうすると、大会を主催する方々も、静岡県の方々とは限らないというわけですね。そうすると、静岡県に関わるのは、遊漁船の方のみになるのですか。
- 津久井主幹 遊漁船の方も県内に限られるわけではないです。
- 吉野課長 下田の国際カジキ釣り大会は、下田市の方が主催者です。遊漁船の方も下田の須崎の方となっています。
- 真鍋委員 そうすると、主催する方々と遊漁船の方は県内の方で、参加者は県外の方もいるということですね。
- 日吉委員 3 ページの内容について、これは下田で行われているカジキ釣り大会のことです。簡単にいうと、これを期間を延ばして、臨機応変にやっ払いこうということですよ。
- 下田の国際カジキ釣り大会は、もう 40 年くらい歴史のある大会です。伊豆の人たちは身近に見ていて、伊豆漁協さんはトラブルなくやれていたわけです。それを、他の方は身近で見えていないので、思うところもあると思いますが、トラブルはなくやっ

ていた中で、鈴木委員のおっしゃったように、そういうお金が出るとするならば、漁協や組合員の方に還元されればよいと思っております。

○鈴木会長

去年はひとつのグループだけ承認をするという話もでしたが、下田の国際カジキ釣り大会は JGFA が主催となって、何十年もやっているわけです。それに対して、漁協や漁業者とのトラブルはなく、大会期間中に漁船に近づいた話があれば、即刻その日に集まって協議をしていたということです。

そういう JGFA との関係性が非常に良い中で、今回の話をしてきている流れです。今はまだ相手方との話の中ですけど、その中で、もし期間も延長できるなら、承認の旗等を作って、その旗の代金を漁協の方に還元できればと考えております。

また、期間が延びれば、関係ない遊漁船がトローリングをやったりすることがあると思うのですが、承認船が見張りをするにより、県や保安庁がやらなくても、監視ができるようになると思います。

○影山委員

私は、この釣り大会に関する知識や情報は多いわけではないですが、下田の国際カジキ釣り大会については、あまりトラブルはなく、新しく設けることにより、スムーズに運用できるようになっていくのかなと思いました。

浜名湖の方でもカジキのトローリングの大会がやっていたと思いますが、プレジャーボートなり、海洋レクリエーションというのが拡大している状況の中で、新しい動きがあるのかどうか。それがあるのか知りたいです。

それから、吉野課長の方から、市の方からという発言がありましたが、NPO 法人が主催者のなのかなと思いました。

○吉野課長

下田にある JGFA の方が本部長となって主催しています。下田市については、直接的には関わりはありませんが、協力はしております。

○影山委員

西部の方の大会とかで、今後同じような取扱いがあるのかどうか。また、今後そのような要望が出てくるのか。指示を読むと、大会としてやってから、その実績があれば、申請して指定法人に

なることができるかもしれませんが、その辺の周辺の状況もふまえて、どういうふうに展開していくのか。下田だけでいけば、解決するのかとは思いますが、周りの状況をふまえて、今後どのような影響が考えられるのか、それにあったようなルール of 改正になってくのか、その辺の検討もお願いします。

○津久井主幹

県ですので、多くの方に参加していただくという立て付けにしております。今回、下田というかたちでお話させていただいておりますけど、指示事項の作り方としては、大会を開催していれば、誰でも手を上げられるとなります。

もちろん、ただ大会を開催しているだけではなくて、しっかり運営をしている、大会を連続して開催している等、少し縛りをつけております。

大会を開催していたエリアを指定区域として指定し、同じように4月末から10月末までを適用します。あとは、指定法人の方々が、うちで指定している条件等のいろいろなハードルはあるのですが、それをクリアすれば、浜松でやっている団体も承認の対象となります。今県内で承認を出している団体は4団体ありますが、その方々が的確な要件を満たしていれば、指定法人として指定することも考えております。

ただ、最初のハードルは高めにしなければいけないし、JGFAさんは40年以上トラブルなくやっていて、それくらいではないと超えられないようなハードルを考えております。

○吉野課長

区域の設定については、地元の漁協から同意書がない限り設定できませんので、このスキームの肝としては、すべて漁協の同意が必要であることだと思います。

JGFAさんについてはいとう漁協であって、影山委員から指摘があったところでは、浜名や遠州、南駿河湾漁協さんからの同意があつてからの話になると思います。

○影山委員

きっちりと決めていくと言う中で、区域や隻数については、よりきっちり規則等で決めていくという考えはあると思います。どんどん他所の船が増えてしまって、漁船が遠慮しなければならいとならないように、しっかりと枠は決めてあつた方が良くないかなと思います。

○鈴木会長

そういう話は、下田については、JGFA と漁協でしっかり話ができしております。

漁船に近づいた場合なども、これくらいの距離を離せという話をしております。その中で違反があった場合については、これ以上は更新しませんよ、という話はしっかりさせた方が良いと思います。

また、大会期間中には、大会参加者は協賛しているお店を1、2軒は利用しなければならないという協定があります。対象のお店には黄色の旗を立てて、必ずすべてのお店にお客さんが来るようにしています。

下田市としては、商工会議所が中心となって、トローリング大会のサポートクラブが動いていて、大会の開会式と閉会式のテーブルの配置や飲食の配膳をしています。そのように、下田では、市民ぐるみの大会となっております。

浜名湖の大会については、あまり知識はありませんが、伊豆沖の大会については、伊豆漁協やいとう漁協、定置協会等と賛同を得ながらやっていけば、ほぼトラブルはないと思います。

○日吉委員

漁模様でも話しましたが、キハダをやっているのかクロをやっているのか分かりませんが、正月に大島の沖にプレジャーがたくさん見えてました。

伊豆諸島は東京都が近いので、燃料を気にしないプレジャーボートにとってはとても近いです。クロマグロが増えても、漁業者は遠慮していますが、その中で、精会長がおっしゃったように、今回の承認は、そういう人たちへの抑止力にはなるのかなと思います。現状では、公的機関はほぼチェックできていないです。今は、伊豆諸島に、大型、小型も漁場ができています。遠州灘にも駿河湾にもそういう漁場ができるかもしれません。そういう監視ができる船が、伊豆諸島でプレジャーをやるのはそういう面でも大きいのかなと思います。

○田口委員

2つ聞かせてください。協定を締結するということで、そのひな形は県が用意するのですか。

○津久井主幹

そうですね。

○田口委員

そのひな形に、漁獲圧を抑えるために、漁具制限や、操業時間、隻数だとか、資源管理や漁業者との操業と合わせて変えるだとか、資源の状態にあわせて、柔軟に変更できるようにしていかなければいけないと思いました。

あと、7ページに承認の取消しで、「注意、指導を2回以上受けたとき」とありますが、それはそれぞれ2回ですか、それとも合わせてですか。また、水産資源の保護培養及び漁業調整上の必要があると認めるときとありますが、これは委員が手を挙げて、こういう問題があるからとか、あるいは漁協から承認を取り消して欲しいというような声があがっているからというような要件があった方がよいのかなと思いました。

○高田委員

この席に代表者に来ていただいて、話をしてもらった方がよいと思います。私も話をしたことはあるのですが、漁業者の意見も聞き入れてくれて、決して悪い人ではないです。1回本人に来てもらって、いろいろ聞いてみた方がよいと思います。

○西原副会長

この場に呼ぶことはできるのですか。

○津久井主幹

次回2月28日の今年度最後の海区に来ていただくように打診はしています。今回来ていただくことも考えたのですが、前回頭出ししたばかりで、皆様の理解をもう少し深めてから来ていただいた方が、より充実した議論ができるのではないかと考えております。皆様の中で、共通の認識ができあがった中で、議論できればと思います。準備はできておりますので、次回は皆様よろしくをお願いします。

○西原副会長

話の途中ですが、1時間以上経ちましたので、休憩をします。

(休憩)

○西原副会長

時間になりましたので再開させていただきます。いろいろ意見はでしたが、浜名と南駿河湾からも意見を述べていただきたいと思います。

○渡邊委員

4月から10月までの6か月間ということでしたが、4月から

6月の半ばくらいまでがカツオの最盛期でして、彼らは同じような時期にやることになると思います。カジキのみに限れば、時期的に言いますと、水温が上がった6月以降にやって欲しいと考えています。

○津久井主幹

このあと説明しますが、漁船及び漁具から500メートル以内には入らないという縛りをつけてあります。また、漁協との同意の中で、6月以前については合意しないとすれば、そこは止められるところだと思います。

○西原副会長

南駿河湾では、去年ヤマハマリーナで大会を行ったのですが、7～9月の大会でした。渡邊委員が言ったように、4月～6月はカツオのひき縄の最盛期ですから、なかなか漁業者の理解を得られない状況です。下田沖のように伝統があるわけでもなく、漁業者の理解もまだまだ足りない状態ですので、指定法人となるならば、ヤマハさんが主となるとは思いますが、そこも時間をかけてやっていただきたいと思います。

○鈴木会長

先ほど、高田委員から関係者も出席させたらどうかという話でしたが、JGFAの方のみだと意見が偏ると思いますので、漁協の長谷川専務にも漁業者代表として同席してもらうことを考えておりますので、よろしくお願いします。

○安間委員

参考人招致については、他の法人関係の方も呼ぶことはできるのですか。

○津久井主幹

今回については、下田を想定しているため、JGFAにしか声をかけていません。今後、展開として、ヤマハさんや、ヘミングウェイカップをやっているシーネットさん等、必要に応じて呼んでいきたいと思っています。

○西原副会長

他にございませんか。それでは、続けてお願いします。

○津久井主幹

それでは、前回の委員会においていただいたご意見について、ひとつずつ回答させていただきます。

資料3ページを御覧ください。こちらは、前回いただいたご意

見について整理したものです。意見に対する回答が資料の真ん中のところで、それをどういうかたちで指示に落としたかということについては、一番右の記号のところに示しております。

順番に説明させていただきます。まず、今行う理由は何かということですが、漁業者と良好な関係の中で実現していくということです。

2つ目について、ひき縄釣りを解禁することで、ルールが守られなくなるのではないかとありますが、今回の指示は解禁するわけではなくて、大会の延長として行うもので、そこでの自由度を高めるというものです。もしルールが守られなければ、承認しないという縛りもつけて実際にやっていただくと考えております。本指示について、承認いただければ、公報、HPに掲載しますけども、当然、県内の漁協には丁寧に説明していきたいと考えております。なお、資料の右側に番号がありますが、こちらは指示本文の条番号となっておりますので、適宜御確認をお願いします。

それでは、その次です。海区指示の内容が巡視できているか確かめる術があるのですか、誰が漁獲物を確認するのかということですが、県の漁業監督吏員による監視に加え、指定法人への定期的な遵守状況の確認、関係漁協等へ承認者の採捕状況について聞き取りを実施することとする、というように書いております。

さらに、これを踏まえて、当初は採捕終了時は、下田漁港に寄港を必須として、漁獲物の確認を可能するとしていました。これは、資料の指示案にも書いてありますが、実際にJGFAと意見交換をする中で、承認を受けた2か月間で操業を行うわけですが、大会と同じように連日で行う場合は、泊が付くので良いのですが、日帰りで行う場合はさすがに厳しいという意見がありました。そうした場合に、では日帰りの方をどのように監視するのかというところで、先ほど日吉委員からも話がありましたが、漁場に出ている承認者が互いに監視し、そういう人たちから通報体制を整備して、何かあれば通報をいただき、抑止力とすることを考えております。現在も、水産・海洋局の方では、日々、漁業者や遊漁者から違反している船の情報について連絡をいただき、監視船等に伝え、取締りをしています。重ねて、指定法人が申請を出した船には、利用しているマリーナが必ずあります。そのマリーナにおいて、監視員を配置します。実際には、常駐するわけでは

ないですが、現在利用している役員が監視員として、実際に役割が与えられておりますので、その方が違反等があった場合には連絡をするとしております。常に、指定法人、漁業者、県の3者が共有できるような情報体制の整備も合わせて進めて行きたいと考えております。

その次です。いつ出漁するのか分からないので、監視体制が緩んでしまうとありますが、採捕の承認を受けた者については、毎月、法人を通じて出航予定日及び実績を報告することとし、出航予定情報については関係漁協と共有することとすると書いてあります。これについては、実際に指示案の中には、出港する前の週までに指定法人に届出をし、指定法人は委員会へ共有するという事を考えておりました。そうしましたところ、JGFAでは現在WEB上で採捕をしたものを報告するというシステムを作っており、このシステムを改修することで、出港や寄港、採捕実績等をWEB上に追加で上げられる機能をつけることは簡単にできますという回答をいただいたので、このシステムを使わせていただくことを想定しています。これにより、監視体制の緩みに対しての対策と考えております。

次です。地元の漁協が良くても、隣の漁協が良いと言うか等いろいろと悩ましい部分があるということについては、先ほどお話ししましたとおり、その区域内で操業する漁業者が所属するすべての漁協より同意を得るとしていただきますので、漁業者や漁協が協定書を結ぶときに考えていただければと思います。

それから、漁協だけでなく、関係する団体、定置協会などにも話を通すようにしておいて欲しいとあります。これは、実際に指示の中にも、文言を設けており、漁業者側から協議ができるようになっております。

また、生物学的に4月末から10月の6か月の解放が妥当か、リリースした場合の生き残りの観点から再放流が妥当かななどの意見をしたい。カジキは資源のことが分からないので難しいが、クロマグロや他魚種との引っ掛かりについては、生物学的な話もできると思うので、具体的な御提案をしていただきたいということでございますが、今回すべての魚種について、放流を原則としております。尾数制限というものも考えたのですが、すべて放流ということで、尾数制限は設けなくてもよいと考えております。もし尾数制限を設けるのであれば、組合との協定書において話し

合いのもと、事業計画書に盛り込んでいただくことを考えております。ここにつきまして、鈴木委員の方から御意見等あればよろしくお願いします。

○鈴木伸洋委員

よろしいかと思います。それから、後ろの方に実績の数値も出ていますので、現状について理解できました。

クロマグロについては、国自体で、非常に厳しい管理の中ですので、ここに書いた形が理想的だと思います。

○津久井主幹

今、鈴木委員がおっしゃいましたが、JGFA が過去 5 年間に実施した大会の実績を資料につけております。2023～2018 年の実績について、日数、参加延べ隻数、採捕尾数、そのうちのキャッチ尾数、リリース尾数が記載されております。左上のところに 5 年間の総計をつけておりますが、5 年間で、延べ 26 日、878 隻がひき縄釣りを行っており、そのうち獲れたのは 305 尾、リリースが 216 尾、キャッチが 89 尾という実績になっております。参考までに確認いただければと思います。

○日吉委員

定置にはシロカワが入りますが、水温が下がってからだと思いますので、ここには入ってないです。

○津久井主幹

では、その次です。期間中に何本釣っても良いのかということは、先ほど説明したとおりですが、もし尾数制限をつけるというなら、協定書の中ですが、一応全放流と指示で規程しております。

日の出から日没までの採捕時間とした場合、漁業者よりも長くいることとなり、また安全面からも懸念があるということで、ここにつきましては、当初の指示案では、下田の港に 3 時までに帰港することと書いておりましたが、先ほど説明したとおり、日帰りの場合は、それが困難だという話がありましたので、午後 2 時までに採捕終了というかたちで回答したいと考えております。

参考人を呼んでいただきたいということですが、先ほどお知らせのとおり、次回の 2 月 28 日に JGFA の方と、伊豆漁協の方をお呼びし、意見交換ができればと考えております。

以上で、こちらの横表の説明が終わりましたが、どれでも構いませんので御質問、御意見等あればよろしくお願いします。

- 田口委員 ひき縄釣りへ新規参入したいと考えた場合は、まずは大会を企画して、その企画をこの委員会へ認めさせてから始めるということですね。
- 津久井主幹 そうです。
- 田口委員 あと、WEB で報告するとありましたが、その WEB の監視は県がするのですか。
- 津久井主幹 それについては、私たちもそうですし、漁業者の方についてもパスワードをもらうことで、見えるそうなので、それぞれで見ていくという感じです。
- 田口委員 WEB がない団体についてはどうするのですか。
- 津久井主幹 それについては、また違うスキームを考えなければいけないと思います。
- 吉野課長 先ほど、浜名や南駿河湾の話がありましたが、我々としては下田でしっかりとしたモデルがあって、それに習うレベルまで到達していただかないといけないと考えますし、こちらがレベルを引き下げて他を無理矢理入れるということはまったく考えておりません。
- その上で、WEB みたいなものでリアルタイムに来るということは理想なので、指示の中で具体的に WEB までは書かないですが、下田でそこまでやるのであれば、漁協さんの同意は前提としながらも、WEB 等のレベルまでやっていただくことが必要だとは考えております。
- 鈴木伸洋委員 海区指示というのは、何か問題があった場合は、海区を開いて、改正等はできるのですか。
- 伊藤課長 委員会指示について、1 年ないし 2 年で出しますが、問題があれば見直すこととなります。指示は、普通 1 年か 2 年で、長ければ規則に上げるとなります。定置保護区の指示については、免許期間に併せてあり、例外です。

- 鈴木伸洋委員 最長でも２年くらいで、例えば１年やって対処できない場合には改正するということですか。
- 伊藤課長 承認の期間が途中になってしまうので、指示の期間が終わった段階で問題があったら、次の指示のときに見直すことはできると思います。
- 津久井主幹 それに加えて、一番最後のところに総括的に書いてありますが、何かあった際に追加で条件を付すことができると記載しており、何か問題があったときに、委員会で協議をし、新たな条件を付したり、承認を取り消したりといったような対応もできると思います。
- 田口委員 ひき縄釣りを行っているすべての団体に、この話を行っているのですか。
- 津久井主幹 まだです。
- 田口委員 できれば周知をお願いします。
- 西原副会長 他にございませんか。
意見も出尽くしたようですので、このことについては以上とします。
報告事項については、先ほど説明がありましたので、その他の事項について、事務局から次回開催についてお願いします。
- 安間委員 その前に１点よろしいですか。
みなさんのお話を聞いていると天候が変わり、漁業の時期も変わってきているとありました。シラスが獲れているのに禁漁になったりと、季節も獲れるものも変わってきていると思います。
そこら辺も含めて、事務局の皆さんは、こういう案も作っているわけですから、たまには巡回で現場の若い者の意見も聞いて欲しいと思います。私どもも意見を聞いてここに出てきているわけですが、なかなか十分ではないので、ぜひこれからやれるだけで構いませんので、よろしくお願いします。

○西原副会長

なぜシラスの時期を決めたかというのと、アユなどの他の川魚の関係もございます。シラスの期間がずれたからといって、それだけではなかなか決められる問題ではありませんので、全体でまた話をする必要があるとは思いますが、今、早急に解決はできないと思います。

○安間委員

私が言いたいのは、現場の声を少しでも聞いて欲しいということです。

○日吉委員

その他についてよいですか。4月1日から新年度のクロマグロの管理が始まります。現在は、伊東、熱海地区では、大型マグロが1匹も釣れないという状態です。資源も増えてきて、他の商売をやっている、釣れることがあると思います。そのときに、ぜひ釣らせてあげたいです。

はえ縄の人たちが実績を作った経緯もありますが、今の枠は伊豆漁協さんに集中してしまっています。他の漁業組合に大型も釣れるような配分を少しでもやっていただけたらと思います。

おそらく次回配分が出るかとは思いますが、その前に発言させていただきました。せっかく今回増枠があったので、県内でシェアできたらと思います。

○安間委員

補足でもう一つよろしいですか。ついこの前の統計で、日本全体の水産水揚量は1985年で1,150万トンでしたが、2023年は280万トンで4分の1でした。これにはいろいろな要因があるとは思いますが、国は1984年からいろいろな規制をかけていると思います。これは良いか悪いか分かりませんが、これはちょっと見直さなければいけないと思っております。そこら辺も含めて、現場の声も聞きながら、いろいろ意見を出して欲しいと思います。

○田口委員

ちょっとお聞きしたいのですが、今、国の制度で、委員がオンライン参加することはできるのですが、傍聴人がオンライン参加することはできるのですか。

例えば若い漁業者が海区って何しているのかと思ったときに、こっちまで来るのは大変だけど、オンラインだったら聞けるという方がいるのではないかと思います。

- 日吉委員 国の審議会、SH 会合は出れますよね。
- 田口委員 どんどん聞いてもらった方が、私たちも緊張感が生まれますし、ぜひ検討のほどよろしくお願いします。
- 日吉委員 安間委員がおっしゃったように、今までの3分の1と言われていました。それで、4年前に改正漁業法ができて、MSY に乗っ取って、資源管理をすることとなりました。それがなかなか上手くない。
- 今が、次に結びつかないといけないターニングポイントになっていると思います。僕たちは、次の世代につなげなければいけないと思います。
- 真鍋委員 コロナの前は、焼津や養鰻組合など様々な現場にお伺いして、そこで会議をしていたと思います。現場を見せてもらうだけで、空気感も分かりますし、話も理解しやすいです。また、現場の方々に、そこに傍聴にいらしていただくということもできると思います。コロナも終わったことですし、WEB でも良いのですが、お互いの理解のためにぜひお願いしたいと思います。
- 金指委員 先ほど、日吉委員がおっしゃった次なる世代にということは十分に分かりますが、現在廃業に追い込まれると、何の意味もないと思います。1回廃業してしまうと次の世代にいけないと思います。次の世代も大事ですけど、今を残すことも大事だと思います。結構若い方も漁師をやっていますが、なかなか難しいところもあるので、そこもぜひ考えて欲しいと思います。
- 真鍋委員 なぜ若い方は難しいのですか。
- 金指委員 漁が悪くて配分が少ないとすぐに辞めていってしまいます。若い人たちなりに漁師を目指していますが、他の職業へ行かざる負えなくなっています。助けてやりたい気持ちはありますが、なかなか難しいです。
- 高田委員 マグロの枠の話ですが、最初の枠については、はえ縄の3隻が

頑張ってくれた数字でもあると思います。それ以降については、県下に落ちてくる枠なので、県としては増えてきたマグロに対して、少しでも考慮して欲しいです。

日吉委員が言ったように、キンメを釣っていてマグロが掛かっても、30 kg以上ですと売ることもできないです。県内の漁業者が、そこに少しでも携われるようにしないといけないです。今の枠では少し偏っていると思います。

漁をしていて目の前にマグロがいれば漁師は誰だって釣りたいです。それを制限するということは、若い漁師にはなおさら難しいことです。だからこそ、枠をみんなでシェアできるように配慮していただけたらと思います。

また、そういう話の場があると思うので、そこでは話すつもりですし、若い漁師や新規参入も含めて、漁協も県もみんなで考えて、静岡の漁業を守っていかなければいけないと思います。

○鈴木会長

マグロについてですが、高田委員の言ったこともよく分かりますが、今まではえ縄やジャンボの仲間がお互いの連絡を密にしてやってきた中で、それを全部の漁業者に獲ってもよいとした場合、何かしらのトラブルが起きると思います。それをOKした場合、県側としては魚を釣ったときの連絡方法だとかをしっかり決めていかないと、何か問題がおきると思います。

○西原副会長

最後によろしいですか。漁業にはいろいろありますが、その中で、自由漁業の水揚げが特に少ないです。昔は、ひき縄船など、釣りでの水揚げが各漁協で3割、4割を占めていたのですが、サワラもだめ、カツオも不安定、マグロもこんな状態です。

若い人が一番初めに始めやすい漁業が自由漁業の釣りなんです。それがこんな状態だから漁業者が定着しないです。網漁業もありますが、数も制限されますし、イセエビなどは単価は高いですが、温暖化の関係で量がないです。漁業者が定着する条件がなかなかできていない現状です。その中でいかに漁業者を増やしていくかというのが難しい問題です。

大型定置の乗組員をやって、小舟をやらせるだとか、浜名ではシラスに乗るとアサリを獲る権利を与えられるだとか、そういうものもありますが、そのアサリも壊滅的な状況ですし、なかなか自然界の中で漁業で飯を食っていくということが難しい状況です。

高田委員が言ったように、それでもやっている若い人たちの助けになれるように頑張っていきたいと思います。

○鈴木聡志主任 それでは、最後に事務局から次回開催についてお願いします。
次回開催について御報告させていただきます。次回は2月28日（金）、静岡県庁での開催を予定しております。議題としましては、くろまぐろに関する令和7年度における知事管理漁獲可能量の設定等を予定しております。よろしくお願いします。なお、回りの委員会が今年度最後となる予定です。22期の最後となることから、委員会終了後に慰労会を計画しております。詳細は追って御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○西原副会長 次回海区については、2月28日（金）ということですので、よろしくお願いします。
以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長 西原副会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。
以上で、第22期29回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

（終了時間 16：10）

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和7年1月31日

議長

西原 忠



議事録署名人

渡邊 俊



議事録署名人

原 剛



